

## A-c 過去の独占禁止法違反行為に関する損害賠償請求訴訟について

当社では、2013年5月31日現在、33の地方公共団体から損害賠償請求の訴えを提起されています。ここでは、こうした事情についてご説明します。

当社では、2008年11月、官公庁発注の  
大気常時監視自動計測器(大気汚染監視装置)  
にかかる入札において、独占禁止法に違反す  
る行為(いわゆる入札談合)を行っていたと  
して、同業2社とともに、公正取引委員会か  
ら排除措置命令を受けました。

その後、当該機器の顧客である地方公共団  
体の一部から、こうした違法行為によって不  
当に高い値段で購入させられたとして、当社や  
同業他社に対する損害賠償請求を受けました。

こうした賠償請求の中には、対象となる取  
引の範囲や賠償請求金額の算定などにつき、  
当社として受け入れがたい内容までが含まれ  
ており、結果的に多額の請求金額になってい  
るものがありました。このため、当社では、  
弁護士とも相談しながら、各地方公共団体と  
の間で誠意を持って解決に向けて話しあって  
まいりましたが、残念ながら、合意に至らな  
かった先から、各地の裁判所に対し訴訟が提  
起されたものです。

当社の考えは、これらの訴訟を通じて、明  
らかにしていきたいと考えています。また、  
一部の裁判所からは和解の提案をすでに受け  
ており、当社が納得できるものについては受  
諾する方針です。

もとより、当社では、こうした違法行為が再  
発することのないよう努力を続けていきます。

ステークホルダーの皆様には、上記事情に  
つきご理解を賜りたくお願い申し上げます。